本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

「原判決を取り消す。被控訴人らの請求を棄却する。訴訟費用は 控訴代理人は、 第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴 棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は控訴代理人において、

「一、原審における表見代理の主張を次の通り補充する。表見代理制度は代理制 度に内在する衡平法的規定であって、被控訴人らが国内各所に工場や営業所を所有 し代理制度を利用して莫大な利便と活動の便宜を得ている以上、表見代理制度によ つてある程度の不利益を受けることがあるのは当然である。これを物品税法につい てみると同法は製造場毎に申告書を作成しその製造場所轄の税務署にこれを提出す ることを命じているが、これは製造業者が諸所に製造場を有し広範な地域にわたる 取引活動を行うことを前提として納税者たる製造業者の便宜をはかつたものと解せられる。そして物品税の申告その他の関係は各製造場の物品の移出に常に随伴する 事項であつて本件のように物品税に関する審査決定の通知先を当該製造場本位に考 えることは法の精神に反するものではなく、かかる場合表見代理制度が適用される と解すべきである。

仮に長野罐詰興業株式会社長野県事務所長Aの代理権に関する控訴人の主 張が全部容れられないとしても、同人は被控訴人ら(法律上は別法人であるが社会的実質においては同一の人格あるものとみて妨げない。)の長野県における一般の連絡事務を処理していたことは明らかであるから、同人に対して本件審査決定の通 知書を手交した以上同通知書は被控訴人らの実力支配内に入り右決定は即時被控訴 人らに対して効力を生じたものというべきである。

物品税の課税標準価格は通常の取引形態及び取引事情における価格であ 従つて当該物品につき統制額の定めがあつてもこれが果して通常の取引形態及 び取引事情における価格であるか否かを検討しなければならない。本件各物品につ き当時統制額の定めがあつたことは認めるが、本件各物品は品質が上等で(砂糖に 蜂蜜を加えたものである。)他に類似品が少なかつたので、通常の取引では統制価格をはるかに上廻る価格で取引せられていたのである。この間の事情は次のような 事実からも窺いうる。即ち長野県では昭和二十三年に価格等取締規則(昭和二十一 年大蔵省令第五十三号)及び同規則施行細則(昭和二十二年長野県令第四号)にも とずき被控訴人長野県罐詰興業株式会社の蜂蜜いちごジャム製品について販売価格 の届出を受理したことがあり、又物価庁は昭和二十四年十月十四日に同被控訴人の苺ジャム、杏ジャム製品について、同年十一月二十六日に被控訴人瑞穂食糧化工株式会社(旧商号長野罐詰興業株式会社)の苺ジャム、リンゴジャム製品について、 それぞれ統制額を超える特例価格を認可した。このように被控訴人らの製品は上質であつたので、申請すれば容易に統制額を超える特例価格が認可せられたのであつ て、世上一般には右製品は統制価格をはるかに上廻る価格をもつて取引せられてい たものである。税務当局において昭和二十五年末から従来の方針を改め統制額ある物品についてこれを物品税の課税標準価格とすることにしたのは、経済の正常化に 伴い一般の物品の統制額が通常取引価格としての実質を具えるようになつたからに 外ならない。」

と述べた外は、原判決事実摘示の通りであるからここにこれを引用する。 証拠として被控訴代理人は甲第一号証の一、二、第二号証の一乃至三、第三、 四号証の各一、二、第五乃至第七号証、第八、第九号証の各一、二 出し、原審証人A及びBの各供述を援用し、乙第三号証の成立は不知、第四号証が 被控訴人瑞穂食糧化工株式会社の使用した封筒であることを認めるがその成立は不 知、その余の乙各号証の成立を認めると述べ、控訴代理人は乙第一乃至第四号証、 第五号証の一、二、第六号証、第七号証の一乃至三、第八、九、十号証の各一、二 を提出し、乙第三号証のAの肩書にある「長野県事務所長」なる文言はCが記載し たものであると附陳し、原審証人D、C、E、F、G、H、I、当審証人J、Kの各供述を援用し、甲各号証の成立を認めると述べた。

まず本訴が出訴期間経過後に提起されたものであるとの控訴人の本案前の主張に つき判断する。

控訴人が被控訴人長野県罐詰興業株式会社(以下被控訴人旧社という)及び被控

訴人瑞穂食糧化工株式会社(旧商号長野罐詰興業株式会社以下被控訴人新社という)に対してそれぞれ昭和二十七年四月十一日付で本件審査請求棄却決定をしたこと、右決定の通知書が控訴人から長野税務署長を経由して長野県篠ノ井市所在の被控訴人新社長野県事務所に送付されたことは当事者間に争がなく、成立に争のない甲第九号証の一、二及び乙第一号証、原審証人D、A及びBの各供述を総合すれば、前記長野県事務所長Aは同年四月二十一日頃右通知書を受取り同年五月末頃東京都所在の被控訴人新社の本社に送付したので当時被控訴人らから右通知書の受領を含め右審査手続に関する一切の事項につき代理権を与えられていた弁護士Bは方にこれを受領した事実を認め得るのであり、被控訴人らが右審査決定に対し同年八月十三日その取消を求める本訴を提起したことは記録上明らかである。

しかるところ控訴人は、Aは被控訴人らを代理して本件審査決定の受領を含む租税に関する諸事務につき税務官庁と折衝する権限を有していたから、右通知書がAに交付せられた同年四月二十一日に本件審査決定は被控訴人らに到達したというべく、従つて本訴は出訴期間経過後に提起せられたものであると主張するのであるが、成立に争のない乙第二号証によるもAが少くとも本件審査決定受領の代理権を有したことを認めるに足らず、その他同人が右のような代理権を有したことを認めるに足る適確な証拠は存しないから控訴人の右主張は採用しない。

次に控訴人はAにおいて仮に右のような代理権を有しないとしても一般に他から被控訴人らに対する文書を授受する等の代理権を与えられていたものであると主張するが、原審証人F、G、E、Cの各供述によるも右のような代理権の存する事実を開設するに足らず、その他右主張事実を認めるに足りる資料はないから、右主張もまた採用しえない。

もまた採用しえない。 さらに控訴人は、「Aが前示のような代理権を有しないとしても被控訴人新社は さらに控訴人は、「Aが前示のような代理権を有しないとしても被控訴人新社は 対外的に同人に対し文書受領の代理権を与えた旨表示しているから、民法第百九条 及び商法第四十二条の適用乃至類推により同人が右通知書を受領したときに右通知 は被控訴人新社に対し効力を生じたものというべきである。仮にしからずとする も、Aは少くとも被控訴人新社を代理して同社のため取引先との交渉や現地の地方 自治体当局との地方税に関する折衝等をする権限を与えられていたから、控訴人は 同人が国税に関する本件審査決定の通知書を受領する権限ありと信じたのであり、 かつかく信ずるにつき正当な事由があつたから、民法第百十条の適用により右通知 書がAに交付せられたときに被控訴人新社に本件審査決定が到達したというべきで ある。また被控訴人旧社は長野県篠ノ井市内に長野県事務所を設け事務所長に対し 受方代理権を含む広汎な代理権を与えていたところ、同社は被控訴人新社設立直後 たる昭和二十四年十一月二十五日解散したのであるが、解散後、右事務所の人的構 成、物的施設はすべて被控訴人新社長野県事務所にひきつがれ、かつ両社は名称が ことなる外に実質上形式上の相違はなく社会的には同一人格というべきであつたの で、控訴人は被控訴人新社長野県事務所長Aにおいて被控訴人旧社をも代理する権限があると信じたのであり、かつかく信ずるにつき正当事由が存したのである。従つて右通知書がAに交付されたときに右は被控訴人旧社につき効力〈要旨〉を生じた ものである。」と主張する。よつて判断すると、本件審査決定の通知は行政庁がそ の権力的地位に基</要旨>いて審査の請求の当否を判断した上、その請求をした者に 対し審査機関の判断の理由及び結論を知らせるものであり、しかもこれに不服な者 が裁判所に出訴する期間も、この通知のときより起算されることを思うとき、この 通知は通知を受領する権限を有する者それ自体に対してなされるべきことは、むしろ当然というべきである。従つて私法上の取引安全を保護するために認められた表 見代理の制度は右通知の受領に関する限り適用乃至類推されないものと解するのを 相当とするから、控訴人の右主張はそれ自体失当として排斥を免れない。

次に控訴人は、仮に控訴人の右各主張が理由がないとしても、被控訴人新社長野県事務所は被控訴人らの長野県における一般連絡事務を処理していたものであるから、右通知書は右事務所長Aに交付されることによつて被控訴人らの実力支配内に入り、右通知は直ちに被控訴人らについて効力を生じたというべきであると主張り、よつて按ずるに、Aは前示のとおり右通知書を受領する権限を有せず、しのものは、人の執務する長野県事務所は被控訴人らの代表者の執務すべき本店(成立に争のはい甲第四号証の一、二によれば当時被控訴人旧社は神奈川県茅ヶ崎市、同新社にない甲第四号証の一、二によれば当時被控訴人旧社は神奈川県茅ヶ崎市、同新社に東京都港区にそれぞれ本店を有していたと認められる。)から遠隔の地に存すはとが明らかであるから、右通知書がAに交付せられたからとてこれをもつて同時に被控訴人らに本件審査決定が到達したとはいいえない。従つて右主張は採用しな

い。

しからば被控訴人らは昭和二十七年五月末頃本件審査決定の通知を受けたものというべく、従つて本訴はもとより出訴期間内の提起にかかり適法というべきである。

つぎに本案について判断する。被控訴人らがその篠ノ井工場及び長野工場において原判決別紙第一乃至第四表記載の期間に物品税法(昭和二十四年法律第二百八十六号による改正前のもの)第一条第一項第一種戍類に該当するジャム及び罐詰立るで、場話食料品を製造して移出し、その移出総額(但税抜)は同表記載の通りずる場合で、第三表記載の申告移出額欄記載の物品についてのみ同記載の日に長野税の表して、第三表記載の申告をしたのみでその余の移出物品について被控訴人に事務としたが、長野税務署長は昭和二十六年八月二十三日附をもつて被控訴した対した。被控訴したが昭和二七年四月に当時、日本の議事を受けたこと、長野税務署長は石法に対したが、日本の表記、の内訳は同第五表記載の通りによる。)を課税標準としたが、右はいずれも本件物品に適用ある物価統制令によが、る。)を課税標準としたが、右はいずれも本件物品に適用ある物価統制を固定の統制額を超える税込価格であったことはいずれも当事者間に争がに、

よつてこれと同旨の原判決を正当として本件控訴を棄却し、控訴費用は控訴人に 負担せしめて主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 松田二郎 裁判官 猪俣幸一 裁判官 沖野威)